

○下限面積制限とは

農地法第3条の許可の基準の一つに、「農地の権利取得後の経営面積が原則として都府県50アール、北海道2ヘクタール以上になること」という規定があります。これを一般には下限面積制限とい

います。また、地域の平均的な経営規模がかなり小さい地域などで、この下限面積を一律に適用することが実情に適しない場合には、市町村農業委員会の判断で下限面積を引き下げることができ、各市町村の下限面積は別表の基準となっています。

なお、権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合には、下限面積制限の例外となります。

※「農地の権利取得後の経営面積」とは、許可を受けて新たに取得する(又は借りる)農地と、既に所有している(又は借りている)農地の合計面積のことをいいます。

市町村別の下限面積の基準

	市 町 村 名	旧市町村名	農地法下限面積 (H22. 3. 8現在)		市 町 村 名	旧市町村名	農地法下限面積 (H22. 3. 8現在)			
				その他の地域				その他の地域		
中 北 地 域	北 社 市		4 0 a		峡 南 地 域	市 川 三 郷 町		2 0 a	旧三珠町除く	
	韭 崎 市		4 0 a			旧 三 珠 町	4 0 a			
	南 アルプス市		4 0 a	旧芦安村除く		富 士 川 町		2 0 a		
		旧 芦 川 村	2 0 a							
	甲 斐 市		3 0 a			早 川 町		2 0 a		
	甲 府 市	甲 府 市	4 0 a	旧能泉村、旧宮本村、旧上九一色村除く		南 部 町		3 0 a		
		旧 能 泉 村	2 0 a			身 延 町		2 0 a		
		旧 宮 本 村	2 0 a			南 部 町		3 0 a		
旧 上 九 一 色 村		2 0 a		大 月 市		2 0 a				
中 央 市		5 0 a		都 留 市		2 0 a				
昭 和 町		4 0 a		上 野 原 市		2 0 a				
峡 東 地 域	笛 吹 市	笛 吹 市	5 0 a	旧春日居町、旧芦川村除く	富 士 東 部 地 域	小 菅 村		2 0 a		
		旧 春 日 居 町	4 0 a			丹 波 山 村		2 0 a		
		旧 芦 川 村	2 0 a	旧春日居町、旧芦川村除く		富 士 吉 田 市		2 0 a		
	山 梨 市	山 梨 市	5 0 a	旧三富村除く		道 志 村		2 0 a		
		旧 三 富 村	2 0 a			西 桂 町		2 0 a		
	甲 州 市	塩 山 市	5 0 a	旧大和村除く		忍 野 村		2 0 a		
		旧 大 和 村		3 0 a			山 中 湖 村		3 0 a	
							鳴 沢 村		3 0 a	
				富 士 河 口 湖 町		2 0 a	旧上九一色村富士ヶ嶺は除く			
				上 九 一 色 村	5 0 a					
				富 士 河 口 湖 町		2 0 a	旧上九一色村富士ヶ嶺は除く			
				上 九 一 色 村	5 0 a					